

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【速報版】

会 議 の 名 称	令和8年第3回取手市議会臨時会			
招 集 年 月 日	令和8年 5月 1日			
招 集 の 場 所	取手市議会議場			
開会及び閉会 日時並びに その宣告者	開 会	令和8年 5月 1日午前10時02分	議 長	山野井 隆
	閉 会	令和8年 5月 1日午前11時22分	議 長	山野井 隆
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	5 番	杉 山 尊 宣	6 番	佐 野 太 一

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和8年 5月 1日

1 番 長 塚 美 雪
2 番 本 田 和 成
3 番 岡 口 す み え
4 番 古 谷 貴 子
5 番 杉 山 尊 宣
6 番 佐 野 太 一
7 番 海 東 一 弘
8 番 根 岸 裕 美 子
9 番 久 保 田 真 澄
10 番 鈴 木 三 男
11 番 関 川 翔

12 番 小 堤 修
14 番 落 合 信 太 郎
16 番 金 澤 克 仁
18 番 山 野 井 隆
19 番 染 谷 和 博
20 番 佐 藤 隆 治
21 番 入 江 洋 一
22 番 赤 羽 直 一
23 番 遠 山 智 恵 子
24 番 加 増 充 子

令和8年第3回取手市議会臨時会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 5月 1日午前10時02分				議長	山野井 隆	
	散会	令和8年 5月 1日午前11時22分				議長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別		
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員			
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○		
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員			
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○		
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員			
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○		
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○		
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○		
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○		
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○		
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○		
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○		
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長 彦 坂 哲		事 務 局 次 長 蛭 原 康 友					

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康 英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸 行
総	務	部	立	野	啓 司
政	策	推 進 部	渡	来	真 一
財	政	部	海	老	原 輝 夫
健	康	福 祉 部	飯	山	貴 与 子
こ	ど	も 部	香	取	美 弥
ま	ち	づ くり 振 興 部	森	川	和 典
建	設	部	原	部	英 樹
都	市	整 備 部	浅	野	和 生
教	育	部	飯	竹	永 昌
消	防		岡	田	直 紀
会	計	管 理	齊	藤	理 昭
総	務	課	土	谷	靖 孝

令和 8 年第 3 回取手市議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 1 日（金）午前 10 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 4 号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第 5 号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第 6 号 取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議案第 26 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 意見書案 子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の
第 2 号 強化を求める意見書について

日程第 7 決議案第 1 号 赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

追加日程 仮議長の選任について
第 1

日程第 4 承認第 4 号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第 5 号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第 6 号 取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議案第 26 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 意見書案 子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の
第 2 号 強化を求める意見書について

日程第 7 決議案第 1 号 赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について

追加日程 赤羽直一君の発言取消し申出の件
第 2

令和 8 年第 3 回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事
1	5 / 1	金	本会議	午前 10 時	開会、議案上程、提案理由説明・質疑・討論・採決、閉会

議事の経過

午前 10 時 02 分開会及び開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。よって、令和 8 年第 3 回取手市議会臨時会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。配付資料については、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

本日の議事日程に入る前に、赤羽直一君より発言を求められていますので、これを許します。

赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） 赤羽直一でございます。このたび、本会議中にスマートフォンでゲームを行っていた件について、深くおわびを申し上げます。

〔22 番 赤羽直一君壇上で頭を下げる〕

○22 番（赤羽直一君） 当該行為は事実であり、市民の皆様の負託を受けた議員として極めて不適切であり、議会の品位を損なうものでした。市民の皆様、議会関係者の皆様、そして傍聴へ来られていた方々に対し、大変なる御迷惑と御不信を抱いたことを——御不信を招いたことを心よりおわび申し上げます。

〔22 番 赤羽直一君壇上で頭を下げる〕

○22 番（赤羽直一君） 私自身の自覚の欠如と緊張感の欠落によるものであり、いかなる理由があっても許されるものではありません。弁解の余地はなく、深く反省しております。今回の責任を重く受け止め、議会運営委員会委員、一部事務組合議員の辞任をいたしました。今後は本会議中のスマートフォンの使用を厳に慎み、再発防止を徹底してまいります。失われた信頼を回復することは容易ではありませんが、今後の議員活動を通じて、誠実に責任を果たしてまいりたいと思います。このたびは誠に申し訳ありませんでした。

〔22 番 赤羽直一君壇上で頭を下げる〕

○議長（山野井 隆君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、杉山尊宣君及び佐野太一君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日5月1日の1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日5月1日の1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山野井 隆君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、会派の異動について報告します。3月30日付で会派異動届が提出され、赤羽直一君が、会派、創和会を離脱し、会派に所属しない議員となりました。

次に、委員会の構成について報告します。3月30日付で赤羽直一君から、議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。議長の私は、この辞任を許可し、4月9日に新たに佐藤隆治君を議会運営委員会委員に選任しました。また、4月9日付で小堤 修君から、一般会計予算・決算審査常任委員会委員の辞任願が提出されました。議長は、この辞任を許可し、新たに関川 翔君を一般会計予算・決算審査常任委員会委員に選任しました。

次に、一部事務組合議会議員の構成について報告します。3月30日付で赤羽直一君が、利根川水系県南水防事務組合議会議員を辞職しました。同じく3月30日付で赤羽直一君が、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員を辞職しました。これらの変更後の会派及び委員会、並びに一部事務組合議会議員の構成は、サイドブック스에登載した会派名簿及び取手市議会組織図のとおりです。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブック스에登載したとおり、市長から報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで本職から申し上げます。開会前に、本日5月1日付で赤羽直一君から、仮議長の辞職願が提出され、議長の私は、この辞職を許可しました。

お諮りいたします。この際、仮議長の選任についてを緊急事件として認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。よって、仮議長の選任についてを緊急事件として認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 仮議長の選任について

第 1

○議長（山野井 隆君） 追加日程第1、仮議長の選任についてを議題とします。

令和7年第3回定例会において、災害の発生・感染症等の蔓延等により正副議長に事故があった場合に備え、私の議長在職期間中、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任することに決定しております。議会運営委員会の申合せ事項として、仮議長には議会運営委員長職にある者を選任すると決定されておりますとおり、議会運営委員長職にある金澤克仁君を、災害の発生・感染症等の蔓延等により正副議長に事故があった場合に備え、議会運営委員長に在職中、仮議長に指名します。

それでは、金澤克仁君、自席のマイクを使用し、受諾または拒否する旨の発言をお願いします。

○16番（金澤克仁君） 受諾します。

○議長（山野井 隆君） よろしく願いいたします。

日程に戻ります。

日程第4 承認第4号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第5号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承認第6号 取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、承認第4号から承認第6号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） おはようございます。それでは、承認第4号から第6号までの提案理由を一括してご説明申し上げます。

承認第4号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備、個人の市民税の住宅借入金等の特別税額控除の適用期間延長等に伴う規定の整備など、市においても所要の措置を講ずるため、必要な改正を行うものであります。

承認第5号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、法律の条項の移動に伴う条例の条項の整理など、市においても所要の措置を講ずるための必要な改正を行うものであります。

承認第6号、取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げと、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額の創設とともに、被保険者均等割額と18歳以上被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の拡充を行うため、本条例の一部を改正するもの

でございます。

なお、承認第4号から第6号までにつきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法の規定に基づき専決処分し、議会の承認を求めるものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。承認第6号、取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、1点だけ確認を——確認といえますか、質疑をさせていただきます。今回の条例改正案は、最近は毎年のように引上げが——限度額の引上げが行われております。非常に問題だと思っているんですけども、今回のこの引上げについて、対象となる——引上げ対象となる世帯は何件ぐらいあるんでしょうか。今この時点、見込みでも結構ですのでお願いします。

〔23 番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） お答えいたします。今回の改正で影響を受ける対象世帯数は、令和7年度本算定時で賦課限度額の合計額で比較しますと、改正前の合計109万円となる課税限度額超過世帯は11世帯、改正後の合計113万円となる課税限度額超過世帯は11世帯となりますので、世帯数としては変更ございません。

○23 番（遠山智恵子君） 議長、了解しました。

○議長（山野井 隆君） 以上ですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、承認第4号から承認第6号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号から承認第6号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件を付けることができないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。承認第6号、取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、反対討論を行います。先ほど1点、質疑を行いました。11世帯ということで、数的には少ないと思われると思うんですけども、御存じのように、国保税は後期高齢者——後期高齢になると行っちゃいますんでね、事業主が。だから、事業元って言いますか、運営自体が県のほうに行きます。そういう意味で、今、少なくなってはきているのかなというような、そういう受け止めをさせていただきました。しかしながら、国保加入者はなかなか生活が大変だっているところ、いつも私たちも予算・決算の中で審議されていると思うんですけども、その立場から、私たち日本共産党としては反対をするものです。

まず本議案、医療保険分の課税限度額を66万円から67万円に引上げ、また、本年より新設された子ども・子育て支援分の課税限度額を3万円とするものとなっております。国から示されているとはいえ、保険税額は取手市で決定するものであり、今、物価高で暮らしが大変なときこそ、むしろ基金を活用し引き下げるべきだと考えております。そもそも、この子ども・子育て支援納付金——支援金については、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度の財源の一部に充てたりとか、子ども・子育て支援金が今年度から医療保険税に上乗せして国民から徴収され、逆進性の問題が問われるものです。もちろん、子育て世帯への支援は重要です。しかし、そのための財源を、医療サービスを削減したり、医療保険料に上乗せして徴収したりするべきではありません。私ども日本共産党は、大企業また富裕層に応分の負担を求める税制の改革や大軍拡計画を中止することによって、消費税減税などの財源と合わせ、子育て支援の財源も確保することは可能であり、それを進めることが必要だとする主張していることをここで改めて申し上げまして、反対討論といたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山議員、先ほど「議案」と言っていましたけど、これ承認案件ですので。「議案」と発言していました。「承認」と言い直してください。承認第6号……。

○23番（遠山智恵子君） 承認第6号というふうに私言ったと思ったんですけど。

○議長（山野井 隆君） 途中で「議案」と言っていたので、「承認」と。

○23番（遠山智恵子君） 途中でね。討論の途中の文言の整理をお願いします。失礼いたしました。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから承認第4号から承認第6号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日、メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

承認第4号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） よろしいですか。——採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

承認第5号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

承認第6号、取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第26号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第26号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、議案第26号の提案理由をご説明申し上げます。議案第26号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を定める規定について、文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。具体的には、減額措置の規定について、「それぞれ未就学児1人について」との文言を追加するも

のであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 26 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 26 号を採決します。採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 26 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 意見書案 子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制 第 2 号 の強化を求める意見書について

○議長（山野井 隆君） 日程第 6、意見書案第 2 号、子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博でございます。それでは、意見書案第 2 号、子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書について、提案理由を説明させていただきます。

近年、子どもが被害者となる痛ましい事件や、行方不明・連れ去りを想起させる重大事案が相次ぎ、保護者や地域住民の不安は一層高まっています。登下校時、公園、商業施設周辺、放課後の移動時間帯に加え、SNS 等を通じて子どもが犯罪者に――犯罪被

害に巻き込まれる危険も深刻化しています。

子どもの命と安全を守ることは、社会の最も基本的な責務です。学校、家庭、地域、警察、行政が連携し、身守り体制をより実効性のあるものへ強化するとともに、GPS 端末、見守りサービス、防犯カメラ等のデジタル技術を活用した安全対策を進めることが必要です。

よって、国においては、子どもの安全確保を一層強化するため、下記の事項について迅速に実施するよう強く求めます。

記

- 1 登下校時及び放課後における子どもの安全確保のため、学校、教育委員会、警察、地方自治体、地域住民等が連携する見守り体制の強化を全国的に推進すること。
- 2 子どもの登下校時の安全確保を図るため、希望する家庭が利用しやすいGPS 端末、見守りサービス、緊急通報機能、防犯カメラ等のデジタル技術の導入及び活用に対する支援を強化すること。
- 3 不審者情報、行方不明情報、緊急時の注意喚起等について、学校、保護者、地域、警察、地方自治体が迅速に情報共有できる体制を整備するとともに、個人情報の適正管理及びプライバシー保護に十分配慮した運用基準を明確化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第 2 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから意見書案第 2 号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第 2 号、子どもの安全確保とデジタル技術を活用した見守り体制の強化を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 決議案第1号 赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、決議案第1号、赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

本件につきましては、赤羽直一君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当し、議事に関わることができません。よって、議場外への退場を求めます。

〔22番 赤羽直一君退場〕

○議長（山野井 隆君） 提出者の説明を求めます。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 決議案第1号 赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について。提案理由として、市議会本会議中にスマートフォンでゲームを行っていた赤羽直一議員に対し、市議会議員を速やかに辞職するよう勧告するものです。

それでは、読ませていただきます。

赤羽直一議員は、令和8年3月19日の取手市議会定例会本会議において、議案の表決という議員にとって最も重要かつ最大限の注意を払わなければならない場面にもかかわらず、私物のスマートフォンでゲームに興じていた。

このことは、地方自治法をはじめとする法令に反しているだけでなく、市民から負託を受けた職責を誠実に果たさなければならない市議会議員としてあるまじき行為であり、市民の負託と信頼を大きく裏切るものである。また、長年にわたり築き上げられた取手市議会の信頼と名誉を著しく汚す行為でもあり、その責任は誠に重大である。

よって、取手市議会は赤羽直一議員に対し、市議会議員を速やかに辞職するよう勧告する。

以上、決議する。

○議長（山野井 隆君） 以上で、説明が終わりました。

ここで、ただいま退場している赤羽直一君から、地方自治法第117条ただし書の規定によって、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りします。この申出に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、赤羽直一君の申出に同意することに決定しました。

赤羽直一君の入場を許します。

〔22番 赤羽直一君入場〕

○議長（山野井 隆君） それでは、赤羽直一君の発言を許します。

赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） 赤羽直一でございます。発言の機会を許可いただきまして、感謝申し上げます。

まず最初に、本年３月１９日の第１回定例会本会議中、議場内自席におきましてスマートフォンでゲームを行うという行為を、傍聴席から傍聴人により撮影され、議会事務局にメールによって意見が届きました。これは事実でございます。市民の皆様はじめ、議会の皆様、市職員の皆様など、多くの皆様方に不信を抱かせる行為を行い、本当に申し訳ございませんでした。

〔22 番 赤羽直一君壇上で頭を下げる〕

○22 番（赤羽直一君） 3月30日に開催されました議会運営委員会時にもおわびを申し上げ、このたびの私の行為は、ただただおわびし反省するものでございますが、ただいま日程となっております、私への議員辞職勧告決議の議決に際し、おわびに加え、一言だけ申し上げさせていただきたいと思っております。

[illegible]

「22 番 赤羽直一君壇上で頭を下げる」

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君の退場を求めます。

〔22 番 赤羽直一君退場〕

○議長（山野井 隆君） これから、決議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第 1 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、決議案第 1 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君）　とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。赤羽直

一議員に対する議員辞職勧告決議案に、賛成の立場から討論いたします。令和8年3月19日の定例会本会議において、議案の採決中という大変重要な場面で、赤羽議員が私物のスマートフォンでゲームをしていたことが傍聴者からの通報により明らかになり、本人も認めています。議長は、地方自治法及び議会基本条例に反する行為として厳重注意を行い、市民への謝罪を求めました。この行為がなぜ重大なのか——それは単なる不適切行為ではなく、市民から負託を受けた議員としての責務を根本から損なう行為だからです。議員に求められているのは、専門的な知識だけではありません。市民の皆様の声を受け止め、その思いを議会に届ける、かけ橋としての役割があります。議案の審議や採決は、市民生活に直結する大切な場面です。そのため、議員には市民の代表として真剣に議論に向き合い、議場での時間を大切にし、集中して職務に当たる姿勢が求められます。これは厳しい規律というより、市民から託された期待に誠実に応えるための自然な心構えだと思います。今回の行為は、こうした基本的な姿勢から外れてしまった点に問題があります。

議会は、市民の皆様からの信頼によって成り立っています。議場での一つ一つの行動は、市民に対して、議会がどのような姿勢で仕事をしているのかを示す大切なメッセージになります。その中で、採決という最も重要な場面で、スマートフォンのゲームを行っていたという事実は、市民の皆様にも誤った印象を与え、議会は本当に自分たちの生活のために向き合っているのかという、不安や疑問を抱かせかねません。議会の信頼は、一度揺らぐと回復に時間がかかります。だからこそ、議員一人一人が議場での行動に責任を持ち、市民に対して誠実な姿勢を示すことが大切です。

赤羽議員が謝罪し、反省の意を示していることは理解しています。しかし、議長経験者として議会を支えてこられた、議会改革を積極的に進められてきた立場の議員がこの行為に及んだことは、議会全体の倫理基準に影響を与える重大な問題です。私自身、赤羽議員のこれまでの御経験や市政への貢献を理解し、先輩議員として頼りにし、尊敬してきた部分があります。だからこそ、今回の事態は大変残念であり、胸の痛む思いです。しかし、市民の信頼を守ることは、私たち全員に課せられた責務です。その観点から、今回の行為については、議会として明確な姿勢を示す必要があると考えます。

辞職勧告は法的強制力こそありませんが、議会としての意思を示し、市民への説明責任を果たすために必要な措置だと思います。議会が誠実で開かれた場であり続けるために、そして市民の皆様に対して責任——説明責任を果たすために、本辞職勧告決議案に賛成することが適切であると判断し、以上、賛成討論いたします。

○議長（山野井 隆君） 討論はほかにありませんか。

落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 公明党会派を代表いたしまして、ただいま上程されました、赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について、賛成の立場から討論を行います。取手市議会は、市民の皆様と共に歩み、全国に先駆けた議会改革に邁進してまいりました。2年連続日本一という栄誉は、私たちの誇りであると同時に、市民の皆様との信頼の絆、そのものであったはずです。当該議員は、誰よりもその誇りを自覚し、他自治体からの視察

対応にはほぼ全て出席され、議会改革のうねりを全国へ広げるべく、率先して発信をしてこられました。しかし、このたびの本会議中における不適切な行動は、築き上げた信頼を根底から覆すものであり、極めて遺憾と言わざるを得ません。

第1に、社会の安全意識及び規範に対する著しい欠如です。先月、道路交通法の改正により、ながらスマホへの罰則は大幅に強化されました。一瞬なら大丈夫だろうという甘い考え方が、何の落ち度もない市民の命を奪う悲劇を招く——これは現代社会の厳格な規範です。全てのドライバーがハンドルを握る責任を担うのと同時に——同様に、私たちは市民生活を左右する「議決のボタン」を握る、重い責任を担っています。令和8年第1回定例会において、一般会計、特別会計を合わせ、約800億円弱の予算などを議決するその最中に、不適切な行為に興じていた事実は、社会の安全と規律を願う、市民の思いを正面から踏みにじる行為です。

第2に、市民の視線を無視した不適切な行為。3月19日の本会議インターネット配信動画を確認すると、当該議員のすぐ後ろには傍聴者の姿が確認できます。本来、傍聴の有無にかかわらず、議場での不適切行為は論外ですが、すぐ背後に市民の厳しい視線があることを承知の上でスマホの操作を続けたその感覚には、深い困惑を禁じ得ません。もし今回、市民の皆様からの鋭い指摘がなければ、今もなお繰り返されていたのではないのでしょうか。議場で行われたこの行為は、ただただ残念でなりません。

最後に、次世代への教育的責任と繰り返される常習性です。本市議会は、中学生議会や未来会議を通じ、子どもたちに民主主義の尊さを伝えてまいりました。当該議員は、過去にも読書の指摘を受けながら、今回、再犯に及んでおります。ルールを守り、真剣にこの町の未来を語り合ってきた子どもたちに対し、この姿をどう説明するのでしょうか。大人がルールを破り議会を軽視する姿を見せることは、教育上、悪影響であり、許されるものではありません。一部には、辞職勧告は厳し過ぎるとの声もあります。4月20日に市ホームページで本件が公表された際、市への直接の問合せは数件にとどまりました。これは静観と捉え、議長からの厳重注意と謝罪のみで幕引きを図るべきか、私たちは苦渋の決断を迫られました。しかし昨年、東北のある町議会では、傍聴した小学6年生が「ゲームをしていた議員がいた」と感想文に記したことで事態が発覚し、全会一致で辞職勧告が決議され、当該議員は辞職いたしました。日本一の議会を自負するのであれば、今こそ高い自浄努力を示さなければなりません。私は今回の事案を断じて他人事とは捉えておりません。議員一人一人が、いま一度、襟を正すべき痛恨の出来事として、深い自戒の念を込め本決議への賛成討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかに討論ありませんか。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 日本共産党、加増充子です。決議案第1号、赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について賛成討論といたします。令和8年3月19日の3月定例市議会最終日の本会議で、赤羽直一議員が議会中に机の下でこっそりゲームと報道され、誠に遺憾であります。議会改革度トップを含む上位ランクを誇ってきた取手市議会で、採決

中にスマホでゲームの議員に辞職勧告決議を行うこととなった行為は、誠に残念なことです。併せて、その行為自身は、一議員の問題によって起きたことではあっても、取手市議会の議会改革の本質までも問われることになるのではないのでしょうか。

議会最終日は、議案の表決という、市民から負託された取手市議会議員として最も重要な場面であり、最大限の注意を払わなければならない場でもあります。地方自治法第 89 条第 3 項、「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」。取手市議会基本条例第 2 条、「議会は、市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする」。今回の赤羽直一議員の本会議における行為は、議会運営の秩序を乱す何ものでもなく、決して許されるべきではありません。あわせて、熟議に熟議を尽くす議会、その運営に責任を負う議長をはじめとして、議員もまた市民の負託に応える市議会としての姿勢が問われることにもなります。このようなことを二度と起こすことのないように、地方自治法と議会基本条例に恥じない市議会、取手市議会の品位を重んじ、私たち議員は肝に銘じて議会議員として歩むことが求められています。

以上を申しまして、赤羽直一議員の辞職勧告決議案に賛成といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1 回目の討論を終わります。

それでは、2 回目の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、決議案第 1 号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

決議案第 1 号、赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、決議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

赤羽直一君の除斥は解除されましたので、入場を求めます。

〔22 番 赤羽直一君入場〕

○議長（山野井 隆君） ただいま、赤羽直一議員に対する議員辞職勧告決議が可決しました。議員辞職の意思確認を行いますので、赤羽直一君、小堤副議長は、議長室へお集まりください。

暫時休憩します。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 20 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に議員辞職の意思確認を行った結果、赤羽直一君は議員辞職しないことを確認しました。

ここで、落合信太郎君より特に発言を求められておりますので、この際これを許します。
落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 臨時会の貴重なお時間を申し訳ございません。先ほどの私の発言の中で、「4 月 20 日」に市ホームページで本件が公表されたと申し上げましたが、正しくは「3 月 31 日」でありました。発言の訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は、ただいまの申出があったとおり、発言の訂正を許可いたします。

ここで、お諮りします。本日、赤羽直一君から発言取消し申出書が提出されました。緊急事件として本件を日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、赤羽直一君の発言取消し申出の件を緊急事件として日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題といたします。

追加日程 赤羽直一君の発言取消し申出の件 第 2

○議長（山野井 隆君） 追加日程第 2、赤羽直一君の発言取消し申出の件を議題といたします。

本日、赤羽直一君から、本日の会議における発言について、会議規則第 65 条の規定によって、お手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。したがって、赤羽直一君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

以上で、今臨時会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和 8 年第 3 回取手市議会臨時会を閉会します。

午前 11 時 22 分散会及び閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____